

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の創造

2 地域再生計画の作成主体の名称

宇治市

3 地域再生計画の区域

宇治市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、京都盆地の東南部に位置し、地形的には東南部に山麓丘陵地が広がり、西部は旧巨椋池に連なる平坦地となっており、市中央部を宇治川が南北に縦断している。また、歴史的には平安時代に貴族の別業の地として栄え、「源氏物語宇治十帖」の主要な舞台になるなど華麗な王朝文化の一翼を担ってきた。室町時代以降は、緑茶の産地として名声を馳せ、「宇治茶」は高級日本茶の代名詞として、現在も宇治を代表する伝統産業となっている。

このように、本市は宇治川の清流や山々のみどり等豊かな自然環境の中で育まれてきたが、都市化の進行によりこうした自然環境の悪化が進行している。

そこで、生活環境と自然環境の改善のため、市民・行政・事業者が一体となって取り組むことが必要である。

歴史・文化都市としての美観を維持するため、地域住民やボランティア・美化推進団体による清掃活動、環境教育、パトロールの実施等により「ごみのポイ捨てが発生しにくい環境づくり」を目指す。また、循環型社会の構築を目指して、ごみの減量化と再生利用の拡大を図るため、古紙収集の拡充や分別収集の細分化、生ゴミ・剪定樹枝の堆肥化などの取り組みを計画的に推進する。一方、公共下水道(汚水)の整備やその事業認可区域外には合併浄化槽の設置を推進することにより、公共用水域の水質保全を図る。自然環境の改善のため、関係機関と連携を図り琵琶湖国定公園等各種指定地域の保全や、「緑のオープンスペース」の整備と創造、緑化ボランティア団体等への支援等による市民意識の高揚などを行う。

以上のような、取り組みを市民・行政・事業者が一体となって行うことにより、本市の理念である「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の創造を図るものである。

(目標1)計画期間内に汚水処理人口普及率を65.0%から79.2%に向上し併せて浄化槽(個人設置型)を270基設置する。

(目標2)計画期間内に本市の中小河川(10河川)において、BODの年平均値を10mg/以下にする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

東宇治処理区及び洛南処理区の一部(槇島処理分区)においては公共下水道を計画的に整備し、事業認可区域外においては合併浄化槽(個人設置型)による汚水処理を推進し、公共用水域の水質向上を図る。

また、ボランティアによる地域美化清掃活動や地域住民によるポケットパーク緑化活動等への支援も行い、市民と行政が一体となり「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の創造を目指す。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道：東宇治処理区 平成12年10月27日事業認可

洛南処理区 平成15年3月25日事業認可

【事業主体】

いずれも宇治市

【施設の種類】

公共下水道、浄化槽(個人設置型)

【事業区域】

公共下水道：東宇治処理区及び洛南処理区の一部(槇島処理分区)

浄化槽(個人設置型)：宇治市全域(ただし、公共下水道事業認可区域を除く。)

【事業期間】

公共下水道：平成17～21年度

浄化槽（個人設置型）：平成 17～21 年度

【整備量】

公共下水道： 150～800 延長 30,300m

浄化槽（個人設置型）：270 基

なお、各施設による新規の処理人口は次のとおり。

公共下水道：東宇治処理区で、7,625 人

洛南処理区の一部（槇島処理分区）で、3,242 人

浄化槽（個人設置型）で、756 人

【事業費】

公共下水道：	2,758,400 千円
（うち、交付金	1,379,200 千円）
単独事業費	2,833,300 千円
浄化槽（個人設置型）：	101,682 千円
（うち、交付金	33,894 千円）
合計	2,860,082 千円
（うち、交付金	1,413,094 千円）
単独事業費	2,833,300 千円

5 - 3 その他の事業

ボランティアによる地域美化清掃活動「クリーン宇治」運動

年に 2 回（春と秋）、宇治市内各種団体及び市民ボランティアにより宇治川周辺等観光地の清掃活動を行う。

地域住民によるポケットパーク緑化活動

宇治市によりポケットパークを整備し、地域住民・喜老会等により植樹及び日常の維持管理を行う。資材及び花苗は宇治市より支給する。

6 計画期間

平成 17～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本市において調査を行い状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし